

【新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金】

よくあるお問い合わせ

目次

- 1 制度について
- 2 交付対象について
- 3 申請方法について
- 4 提出書類について
- 5 電子申請について
- 6 協力金の交付について

1 制度について

Q1-1 どのような制度か？

A1-1 茅ヶ崎市では、神奈川県からの休業要請等に協力し、休業または営業時間を短縮した市内事業者及び自主休業した市内事業者で、「神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」第1弾または第2弾分を受給した市内事業者に、「茅ヶ崎市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を一律20万円交付いたします。

Q1-2 神奈川県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」や国が実施している「持続化給付金」とは別の支援か。

A1-2 別の支援です。市独自の支援として実施いたします。

Q1-3 本協力金の対象とならない中小企業や個人事業主への協力金等はあるのか？

A1-3 新型コロナウイルス感染症のまん延により特に大きな影響を受ける事業者に対し、国から「持続化給付金」が交付されます。

詳細につきましては、「持続化給付金」専用ページを御確認ください。

その他の支援策等については、市のホームページを御確認ください。

【経済産業省ホームページ】

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

【市ホームページ】

新型コロナウイルス感染症に関する中小企業支援について

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/sangyo/1037983.html>

Q1-4 本協力金は先着順か？

A1-4 先着順ではありません。申請期間内に申請し、市が行う審査において交付要件を満たしていることが確認されれば、全ての方に交付します。

2 交付対象について

Q2-1 交付対象者となるのは、どのような要件か？

A2-1 次の①②③の要件を満たす場合、①②④の要件を満たす場合、②⑤の要件を満たす場合、②⑥の要件を満たす場合に交付対象となります。

- ①茅ヶ崎市内に休業要請等対象施設、又は、夜間営業時間短縮要請対象施設に該当する営業実態のある事業所を有していること。（賃借している施設を含む）
- ②県が実施する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給要件を満たしており、協力金を受給していること。
- ③休業要請等について、遅くとも令和2年4月24日から5月6日まで、①の施設を休業または営業時間の短縮を行っていること。
- ④休業要請等について、令和2年5月7日から5月26日までの期間中に少なくとも15日以上、①の施設を休業または営業時間の短縮を行っていること。
- ⑤令和2年5月7日から5月26日までの期間中に少なくとも15日以上、神奈川県協力金（第2弾）の交付対象となる施設を休業していること。
- ⑥施設の所有や賃借等をしていない場合で、令和2年5月7日から5月26日までの期間中に少なくとも15日以上、神奈川県協力金（第2弾）の交付対象となる事業において、その事業活動を行っている事業所で休業していること。

Q2-2 市内に複数店舗経営している場合、1店舗あたり20万円が交付されるのか？

A2-2 休業等に応じた施設や店舗の数にかかわらず、1事業者に対し一律20万円を1回のみ交付します。

Q2-3 異なる会社を複数経営しているが、それぞれに20万円交付されるのか？

A2-3 事業者の法人格が異なれば、それぞれに20万円を交付します。事業者ごとに申請手続きを行ってください。

Q2-4 市内に複数店舗経営しているが、全ての店舗について、休業又は営業時間の短縮を行わないと交付対象にならないのか？

A2-4 交付対象となります。しかし、感染症拡大防止の観点から、要請対象であれば事業者が運営する全ての事業所について、休業又は夜間営業時間の短縮をできる限り行ってください。

Q2-5 会社の本店所在地・個人事業主の住居が市外だが、市内に休業要請等の対象施設又は店舗がある場合は交付対象か？

A2-5 市内にある休業要請等の対象施設や店舗について、休業等に応じた場合は交付対象となります。

Q2-6 休業や営業時間短縮の要請には該当しないが、自主的に休業又は営業時間を短縮する場合は交付対象になるのか。

A2-6 県は5月7日から5月26日を対象期間とし、休業要請に協力した事業者のほか、要請対象外の業種で「自主休業する事業者」も感染症拡大防止協力金第2弾の交付を実施していることから、自主的に休業または営業時間を短縮する場合、県協力金を受給した場合は、市協力金の対象となります。

Q2-7 会社の本店所在地・個人事業主の住居が市内だが、市外にのみ休業要請等の対象施設又は店舗がある場合は交付対象か？

A2-7 市内での事業実態が無い場合は、交付対象外です。

Q2-8 フリーランスも対象となるのか。

A2-8 施設の所有や賃借等をしていないフリーランスや個人事業主についても、令和2年5月7日から26日の期間中に、事業活動を行う市内事業所での事業活動を15日以上自主休業しており、事業活動をしている事業所との間に事業活動に関する契約等があることがわかる書類及び自主休業したことがわかる写真等が提出できる場合、対象となります。

Q2-9 施設の所有や賃借等をしていないフリーランスや個人事業主の場合で、事業活動を行う事業所が複数ある場合、自主休業期間の考え方はどうなるのか。

A2-9 事業活動を行う市内事業所での自主休業期間が合計で15日以上ある場合は、対象となります。事業所数に応じた考え方の例は次のとおりです。

| 事業活動をしている事業所数 | 市内事業所数：市外事業所数 | 事業所ごとの自主休業期間 (市内事業所での活動日数：市外事業所での活動日数) | 交付 |
|---------------|---------------|---|-----|
| 1か所 | 1か所：0か所 | 20日：0日 ※市内事業所での自主休業期間が <u>15日以上</u> | 対象 |
| 2か所 | 2か所(AB)：0か所 | A7日、B8日：0日 ※市内事業所での自主休業期間が <u>合計で15日以上</u> | 対象 |
| 2か所 | 1か所：1か所 | 5日：10日 ※市内事業所での自主休業期間が <u>15日未満</u> | 対象外 |

Q2-10 「事業活動を行っている事業所」とはどのようなものが該当するのか？

A2-10 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、今回の市協力金において、お客様などの出入りがあり、新型コロナウイルス感染症がまん延する可能性がある施設を、「事業活動を行っている事業所」とします。

3 申請方法について

Q3-1 パソコンがなく電子申請ができないが、市の窓口で申請をすることができるのか？

A3-1 感染拡大防止の観点から、郵送による申請をお願いします。しかしながら、郵送も難しい場合は、その場での審査はできませんが、窓口で受け付けいたします。

Q3-2 電子申請はスマートフォンやタブレット端末からでも申請できるのか？

A3-2 いずれも申請できます。なお、通信料については申請者の負担となります。

4 提出書類について

Q4-1 個人（法人以外）の申請者のみに、申請者が本人であることを証する書類の添付を求めるのはなぜか？

A4-1 個人事業主が実在することを確認するためです。法人については、登記簿謄本や法人番号で存在を確認できるため添付を不要としています。

Q4-2 確定申告書の写しは全ページ添付する必要があるのか？

A4-2 青色申告決算書や白色申告内訳書など、市内に施設や店舗を有していることが確認できるページのみで構いません。

Q4-3 申請書の記入方法がわからない。

A4-3 記入例を参考にしてください。そのうえでご不明な点がある場合は、恐れ入りますが、産業振興課までお問い合わせください。

Q4-4 施設の所有や賃借等をしていないフリーランスや個人事業主の場合の提出書類のうち、「事業活動に関する契約書類」は何を指すか。

A4-4 業務の発注者及び受注者名、業務内容、業務の実施場所等が記載され、業務の受発注関係及び場所が確認できる書類を指します。口頭で依頼を受けたなど、契約内容が確認できない場合は、契約等の確認ができないため、交付対象とはなりません。

認められる書類の例は次のとおりです。

例1) 業務委託契約書

例2) 業務発注書+業務請書

※上記以外でも、内容によって認められる場合がありますので、お問合せください。

Q4-5 施設の所有や賃借等をしていないフリーランスや個人事業主の場合の提出書類のうち、自主休業したことがわかる書類は具体的に何を指すか。

A4-5 店舗に張り付けた休業の張り紙写真、自己のHP、SNS等を指します。

Q4-6 施設の所有や賃借等をしていないフリーランスや個人事業主の場合の提出書類のうち、自主休業したことがわかる書類として、発注者側が休業したことにより休業せざるを得なくなった場合、発注者側が休業したことがわかる書類でもよいか。

A4-6 よい。

5 電子申請について

Q5-1 電子申請はどこから行うのか？

A5-1 市ホームページのトップ画面の左下にある【オンラインサービス】のから電子申請に入ることができます。また、本協力金制度の説明ページの中にもリンクがあります。

Q5-2 電子申請には、利用者登録が必要か？

A5-2 利用者登録が必要になります。

なお、茅ヶ崎市の電子申請システム（e-kanagawa 茅ヶ崎）と、神奈川県が管理する電子申請システム（e-kanagawa 神奈川）とは別のシステムです。茅ヶ崎市の「e-kanagawa 茅ヶ崎」での利用者登録をお願いいたします。

Q5-3 申請項目に入力を行ったが登録が完了できない。

A5-3 入力内容に不備があった場合は、エラーメッセージが表示されます。メッセージを参考に入力内容を修正してください。

Q5-4 資料を添付したが、エラーになってしまう。

A5-4 指定のファイル形式でない場合、エラーメッセージが表示されます。

添付資料は、画像ファイル（jpeg,jpg,png,pdf）形式で添付していただく仕様となります。スマートホン、タブレット端末から申請する場合は、カメラ機能を使い、撮影した写真をそのままアップロードすることも可能ですので、ご活用ください。

Q5-5 提出したい資料のファイル形式が画像ファイルでないのだが？

A5-5 可能であれば、ファイル形式の変換をお試ください。

資料を印刷していただき、内容が分かるような写真にさせていただく方法でも構いません。

Q5-6 添付する資料が多く、添付ファイルの枠が不足する場合は？

A5-6 お手数ですが、産業振興課までご連絡ください。

Q5-7 【確認へ進む】を押したとたんにフリーズしてしまった。

A5-7 添付ファイルのアップロードに時間がかかる場合がございます。

処理中の可能性がございますので、操作せずにしばらくお待ちください。

Q5-8 電子申請を完了したが、申請内容を確認したい場合は？

A5-8 電子申請システム上で、申請内容が確認できます。

申請完了時に発行される「整理番号」と「パスワード」を入力し、ご確認いただくか、ログインした後に「申込内容照会」からご確認いただく方法があります。

Q5-9 申請完了画面に表示されたパスワードを忘れてしまったが、再発行は可能か？

A5-9 システムの仕様上、「パスワード」は申請者本人にしか表示されず、市で再発行はできません。

Q5-10 電子申請を完了したが、申請内容を訂正したい場合はどうすればよいか？

A5-10 訂正を希望される場合は、市からの返送処理が必要ですので、産業振興課までご連絡ください。ご連絡の際は、申請完了時に発行される「整理番号」をお伝えください。

Q5-11 電子申請にマイナンバーカードは必要か？

A5-11 電子申請にはマイナンバーカードは必要ありません。

ただし、個人事業主の方は、本人確認資料としてご利用いただけます。

6 協力金の交付について

Q6-1 申請から交付までにどのくらいの期間を要するのか？

A6-1 申請後の流れは次のとおりです。

①申請 → ②審査 → ③交付決定 → ④交付決定のお知らせ → ⑤交付金振込
申請から交付まで、2～3週間程度を予定しています。

Q6-2 協力金は課税所得となるのか？

A6-2 法人税法では、原則として、補助金や助成金などによる収入を含めたすべての所得が課税対象になり、協力金についても例外扱いはされていません。ただし、交付段階で税金が引かれる（源泉徴収される）ということではなく、事業による収入から経費などを差し引いた「事業所得」に対して、法人税が課されることとなります。